一般社団法人日本内視鏡外科学会 役員等の出張旅費弁償規則

第1条(目的)

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会(以下「この法人」という。)定款第3 4条第3項の規定に基づく、この法人の役員の費用弁償のうち出張旅費の支給の基準を定める。

2 役員以外の会員及び委員会委員(以下、役員と併せて「役員等」という)における出張 旅費弁償の支給も、この規則により規律されるものとする。

第2条(交通費及び宿泊費)

役員等が会議出席等の職務のため旅行(出張)をしたときは、費用弁償として、3000 円又は、以下の基準を目安に最も利便性が高くできるだけ廉価にして合理的な金額による 交通費のいずれか高い方の金額を支給する。但し、1,000円未満は切り上げとする。

- ① 主たる勤務地(以下「本務地」という)の最寄り駅から開催地の最寄り駅までの往復の普通運賃、特別急行料金(新幹線を含む)及び普通指定券、並びに、最寄り駅前後の交通費の合計
- ② 最寄り駅から開催地の最寄りの新幹線停車駅までの所要時間が概ね3時間を超える場合は、往復航空運賃(エコノミー席)、並びに、本務地から空港まで及び空港から開催地までの前号により算出される往復交通費
- 2 役員等において、本務地から出発し同日内に当該会議に間に合わない場合、あるいは、 当該会議終了から同日内に本務地に帰着できない場合には、宿泊費として合理的な金額を 支給する。
- 3 海外出張の場合は、交通費は第1項第2号、宿泊費は前項を目安として合理的な金額を 支給する。
- 4 以下の場合には、前3項に掲げる交通費及び宿泊費は支払われないものとする。
 - (1) 総会開催日と重なるとき
 - (2) 理事会出席日と重なるとき
 - (3) 出張を要する会議が、この法人に関連する領域の国内外の学会・研究会等の期間中に、その会場あるいはその近辺で開催された場合

第3条(支給方法)

前条の交通費及び宿泊費は、会員が当該会議の出席の都度、現金により支給される。

第4条(補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年11月28日から施行する。